

五泉市農業委員会

令和6年 第2回 定例総会議事録

会議開催 令和6年2月29日(木) 午後2時00分
場 所 五泉市福祉会館 3階 大会議室

出席委員(19人)

1 番 大湊 弘明	2 番 渡辺 清滋
3 番 今井 聡	4 番 (欠席)
5 番 大槻 彰吉	6 番 (欠席)
7 番 川村 孝雄	8 番 林 毅
9 番 権平 孝男	10 番 金子 信行
11 番 小泉 和吉	12 番 長谷川 亘
13 番 渡邊 利雄	14 番 羽賀 隆
15 番 阿部 伸由	16 番 (欠席)
17 番 酒井 美奈子	18 番 加藤 健一
19 番 松尾 タカ子	

欠席委員

4 番 亀山 公子	6 番 高橋 喜美子
16 番 樋口 勝俊	

関係説明者

局 長 (欠席)	次 長 渡辺 純子
村松事務所長 本間 泰巳	係 長 阿部 隆

日 程

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 総会成立宣言
4. 会期日程
5. 議事録署名委員の指名
6. 農地パトロールの報告
7. 議 件
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農

地利用集積計画について

8. 報告事項

報告第1号 令和6年度農作業労務参考標準賃金について

渡辺次長 それでは、ご案内の時間となりましたので、令和6年第2回定例総会を開催いたします。

会長からごあいさつをいただき、その後は、会議規則第4条により議長として進行をお願い致します。

会 長 ～～あいさつ～～

議 長 ただいまから、令和6年 第2回総会を開会いたします。

日程の「3 総会成立宣言」ですが、出席委員数は、19人中、16人で、定足数に達しておりますので、本総会は成立していることを宣言します。

なお、4番 亀山公子 委員、6番 高橋喜美子 委員、16番 樋口勝俊 委員より欠席の通告がありましたので報告いたします。

議 長 次に、日程の「4 会期の日程について」であります。本日1日限りとし、議事日程につきましては、お手元に配布の日程のとおりとすることで、ご異議ございませんか。

～～「異議無し」の声あり～～

議 長 「ご異議無し」ということで、左様決定いたします。

次に、日程の「5 議事録署名委員の指名について」であります。五泉市農業委員会会議規則第13条の規定により作成します議事録の署名委員の指名について、私に、ご一任いただけますか。

～～「異議無し」の声あり～～

議 長 それでは、議席番号11番 小泉和吉 委員、12番 長谷川亘 委員にお願いします。また、議事録の記録員は、事務局阿部係長にお願いします。

続きまして、日程「6 農地パトロールの報告」に入ります。

調査班の班長12番 長谷川亘 委員から報告してもらいます。

調査班長（長谷川亘 委員）

はい議長。議席番号12番、現地調査班 長谷川です。

優良農地の保全と確保、無断転用の防止として2月の農地パトロールを実施しました。本日9時30分から私ほか、今井 委員、久保 推進委員、渡邊 推進委員、事務局の本間所長、阿部係長で管内を見て参りました。

五泉地区においては、一本杉、寺沢3丁目、笹堀、論瀬、村松地区においては、上戸倉、村松字愛宕原、下大蒲原、上野、牧、刈羽、等を見て参りましたが、違反転用等の状況が見受けられなかったことを報告いたします。

議 長 只今の報告について、ご質問等がありましたらお願いします。

～～質疑応答～～

議 長 無ければ、報告のとおりとします。
続きまして、日程の「7 議件」の審議に入ります。最初に、「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。
事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい、議長。説明いたします。
今回の農地法第3条の規定による許可申請は、総数1件で、贈与が1件となります。
個人情報や金額等については、あらかじめお送りした議案書をご確認いただくこととし、審査基準の項目について適合しているかなど、検討結果を中心に説明いたします。
3ページをご覧ください。番号1番は、贈与の案件となります。譲渡人と譲受人は親子で、田3筆、合計面積1,846㎡を贈与するものです。
4ページの審査表をご覧ください。農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。
以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（長谷川 亘 委員）

はい議長。説明いたします。
番号1番は一本杉地内の田でありました。
特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。

今回の農地法第5条の規定による許可申請は、総数4件で、賃貸借が3件、使用貸借が1件であります。

7ページをご覧ください。番号1番は、寺沢3丁目地内の登記地目 田2筆、合計面積1,946㎡を集合住宅建築敷地とする永久転用案件で、親子間での使用貸借となります。

27ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「エ-(ア)-b-(c)」であります。申請地は、都市計画用途地域内にあり、第3種農地と判定されます。第3種農地は転用を認めるとされており、周辺への影響も少ないと考えられるため、転用は止むを得ないものと判断いたしました。

7ページに戻っていただき、番号2番と番号3番はひとつの案件であります。論瀬地内の登記地目 畑2筆、合計面積938㎡を工事用車両の駐車場とする一時転用案件で、賃貸借となります。現在建設中の一般廃棄物中間処理施設、いわゆるゴミ焼却場の工事用車両の駐車場として使用するものであります。

35ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「ア-(イ)-c」であります。申請地は、論瀬地内の農振農用地のため転用は認められておりませんが、一時転用については特例として認められております。使用後に原形復旧することが前提となっており、周辺への影響も少ないと考えられるため、一時転用は止むを得ないものと判断いたしました。

7ページに戻っていただき、番号4番と番号5番はひとつの案件であります。一本杉地内の登記地目 畑4筆、合計面積2,956㎡を砂利採取場とする一時転用案件で、賃貸借となります。

42ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「ア-(イ)-c」であります。申請地は、一本杉地内の農振農用地のため転用は認められておりませんが、一時転用については特例として認められております。使用後に原形復

旧することが前提となっており、周辺への影響も少ないと考えられるため、一時転用は止むを得ないものと判断いたしました。

8 ページをご覧ください。番号 6 番から番号 15 番はひとつの案件であります。笹堀地内の登記地目 田 62 筆、畑 31 筆、合計面積 14,234.29 m²を砂利採取場とする一時転用案件で、賃貸借となります。

52 ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「ア-（イ）-c」であります。申請地は、笹堀地内の農振農用地のため転用は認められておりませんが、一時転用については特例として認められております。

使用後に原形復旧することが前提となっており、周辺への影響も少ないと考えられるため、一時転用は止むを得ないものと判断いたしました。

以上、ご審議のうえ、ご決定くださるようお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長 （長谷川 亘 委員）

はい議長。説明いたします。

番号 1 番は寺沢 3 丁目地内のれんこん畑、番号 2 番と番号 3 番は論瀬地内の田、番号 4 番と番号 5 番は一本杉地内の田、番号 6 番から番号 15 番は笹堀地内の田および畑でありました。

特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問・ご意見等が ありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「議第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について」の、「あっせん審査委員会案件」についてお諮りします。

この案件には委員が関係するものがありますので、そちらから先にお諮りします。

57 ページの番号 5 番と番号 7 番は、私が関係しますので、議事参与の制限により退室いたします。議長を加藤代理と交代いたします。

(松尾 タカ子 会長 退室)

議 長(加藤代理)

議長を交代しました。

それでは、「通常案件」の番号5番と番号7番について、事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい。議長説明いたします。

57ページをご覧ください。番号5番と番号7番の内容については、令和6年2月15日開催のあっせん審査委員会において審議し、あっせん登録者を審査し、近隣の状況等から妥当であるとの審査結果を得ています。

番号5番と番号7番は、全て売買の案件です。

番号5番は、合計面積2,261㎡、番号7番は、合計面積9,326㎡。これらを議案書記載の金額で所有権移転するものです。

また、これらの所有権移転の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の内容で適合します。第3項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「あっせん審査会案件」の番号5番と番号7番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「あっせん審査委員会案件」の番号5番と番号7番は、原案のとおり決定されました。松尾 会長は、入室して下さい。

(松尾 タカ子 会長 入室)

議 長(松尾会長)

議長を交代します。

続きまして、「あっせん審査委員会案件」の番号5番と番号7番を除く案件について事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい。議長説明いたします。

55ページをご覧ください。先ほどご審議いただきました案件を含め、今月は7件の

申し出がありました。

令和6年1月16日開催のあっせん審査委員会において審議し、あっせん登録者を審査し、近隣の状況等から妥当であるとの審査結果を得ております。

先ほどご審議いただきました番号5番と番号7番を除く、番号1番から番号6番は、全て売買の案件です。

番号1番は、面積21㎡。番号1番は規定面積を満たしておりませんが、こちらは、1月総会の「あっせん審査会案件」で議決いただきました案件の隣接地であり、申請から漏れていたため今回1筆だけ申請があったものです。合算すると規定面積を満たしているため申請を受理しました。

番号2番は、合計面積2,281㎡、番号3番は、合計面積2,082㎡、番号4番は、面積960㎡、番号6番は、面積413㎡、番号6番は規定面積を満たしておりませんが、譲受人が隣接する農地を所有しており、合算すると規定面積を満たしているため申請を受理しました。

これらを議案書記載の金額で所有権移転するものです。

また、これらの所有権移転の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の内容で適合します。第3項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「あっせん審査委員会案件」の番号5番と番号7番を除く案件は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「あっせん審査委員会案件」の番号5番と番号7番を除く案件は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「通常案件」についてお諮りします。

この案件には委員が関係するものがありますので、そちらから先にお諮りします。

66ページの番号8番は、関係 委員が関係しますので、議事参与の制限により退室してください。

(関係 委員 退室)

議 長 それでは、「通常案件」の番号8番について事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長

阿部係長 はい。議長説明いたします。

66 ページをご覧ください。番号 8 番は、新規の利用権設定の案件です。

番号 8 番は、合計面積 4,239 m²。これらを議案書記載の俵数で貸し借りするものです。

これらの計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「通常案件」の番号 8 番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」の番号 8 番は、原案のとおり決定されました。
関係 委員は、入室して下さい。

(関係 委員 入室)

議 長 続きまして、117 ページの番号 47 番は、関係 委員が関係しますので、議事参与の制限により退室してください。

(関係 委員 退室)

議 長 それでは、「通常案件」の番号 47 番について事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長

阿部係長 はい。議長説明いたします。

117 ページをご覧ください。番号 47 番は、利用権の再設定の案件です。

番号 47 番は、面積 938 m²。これらを議案書記載の俵数で貸し借りするものです。

これらの計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「通常案件」の番号 47 番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」の番号 47 番は、原案のとおり決定されました。関係 委員は、入室して下さい。

(関係 委員 入室)

議 長 続きまして、144 ページの番号 85 番は、関係 委員が関係しますので、議事参与の制限により退室してください。

(関係 委員 退室)

議 長 それでは、「通常案件」の番号 85 番について事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長

阿部係長 はい。議長説明いたします。

144 ページをご覧ください。番号 85 番は、利用権の再設定の案件です。

番号 85 番は、合計面積 6,007.57 ㎡。これらを議案書記載の金額で貸し借りするものです。

これらの計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「通常案件」の番号 85 番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」の番号 85 番は、原案のとおり決定されました。関係 委員は、入室して下さい。

(関係 委員 入室)

議 長 続きまして、「通常案件」の番号 8 番と番号 47 番、番号 85 番を除く案件について、事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 今月の通常案件は、先程、ご審議いただいたものを含め、86 件、その内、賃貸借の新規は 18 件、再設定は 68 件の申し出がございました。

59 ページをご覧ください。さきほどご審議いただいた番号 8 番を除く、番号 1 番から番号 18 番は、新規の利用権設定案件です。

番号 1 番は、面積 495 m²、番号 2 番は、面積 641 m²、番号 3 番は、合計面積 2,012 m²、番号 4 番は、合計面積 24,373.08 m²、番号 5 番は、面積 1,008 m²、番号 6 番は、合計面積 2,049 m²、番号 7 番は、合計面積 1,960 m²、番号 9 番は、面積 1,206 m²、番号 10 番は、面積 1,985 m²、番号 11 番は、合計面積 6,039 m²、番号 12 番は、合計面積 13,195 m²、番号 13 番は、面積 1,021 m²、番号 14 番は、面積 1,021 m²、番号 15 番は、合計面積 5,075 m²、番号 16 番は、合計面積 8,108 m²、番号 17 番は、合計面積 10,835 m²、番号 18 番は、合計面積 13,729 m²。それぞれを議案書記載の金額及び俵数で貸し借りするものです。

続きまして、76 ページをご覧ください。さきほどご審議いただいた、番号 47 番と番号 85 番を除く、番号 19 番から番号 86 番につきましては、利用権設定の再設定の案件です。それぞれを議案書記載の金額及び俵数で貸し借りするものです。

これらの計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。
「通常案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」は、原案のとおり決定されました。
続きまして、「農地中間管理事業案件」についてお諮りします。
この案件には、委員が関係するものがありますので、そちらから先にお諮りします。
155 ページに記載の番号 7 番は、関係 委員が関係しますので、議事参与の制限により関係 委員は退室をお願いします。

(関係 委員 退室)

議 長 それでは、事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい。議長説明いたします。
155 ページをご覧ください。番号 7 番は、合計面積 6,118 ㎡。これらを議案書記載のとおり農地中間管理工機構から譲受人に転貸するものです。
この計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 2 条第 5 項による農地中間管理権を設定するものであり、同法第 8 条第 3 項の事業規定に含まれるものであります。
事務規定の読み上げは省略します。
以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答～～

議 長 無ければ、採決を行います。「農地中間管理事業案件」の番号 7 番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「農地中間管理事業案件」の番号 7 番は、原案のとおり決定されました。関係 委員は入室して下さい。

(関係 委員 入室)

議 長 続きまして、「農地中間管理事業案件」の番号 7 番を除く案件について、事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい。議長説明いたします。

148 ページからをご覧ください。今月は、先ほどご審議いただいた案件を含め、貸付 5 件、転貸 7 件となっております。

番号 1 番から番号 5 番は、農地中間管理機構への農地貸借で、議案書記載のとおりであります。

また、153 ページから始まる、番号 7 番を除く、番号 6 番から番号 12 番は、機構から譲受人に転貸するもので、一括してお諮りするものです。

160 ページをご覧ください。

今月は、田 36,652.61 m²を機構への貸借並びに譲受人へ転貸します。これらの計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 2 条第 5 項による農地中間管理権を設定するものであり、同法第 8 条第 3 項の事業規定に含まれるものであります。事務規定の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「農地中間管理事業案件」の番号 7 番を除く案件は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「農地中間管理事業案件」の番号 7 番を除く案件は、原案のとおり決定されました。

続きまして、日程 8「報告事項」に入ります。

「報告第 1 号 令和 6 年度農作業労務参考標準賃金について」事務局より説明をお願いします。

渡辺次長 はい、議長。

議 長 渡辺次長。

渡辺次長 はい、議長。

それでは、私の方から「令和6年度農作業労務参考標準賃金について」ご説明いたします。本配布しました報告第1号をご覧ください。

令和6年度農作業労務参考標準賃金について、近隣の市区町村の単価や平均価格などと比較し、2月14日の役員会で見直しを行いました。変更になった単価についてご説明いたします。

耕起が、10aあたりの単価5,900円から6,000円に100円の増額。代かきについては、これまで荒代4,000円、植代6,000円、同時作業7,500円としておりましたが、県内市町村の単価を確認したところ、荒代、植代と区別をしているところは五泉市のみとなっております。そこで荒代、植代の区別を無くし、代かき7,500円としました。参考までに隣接市町村の平均単価は7,054円となっております。

次に、畔塗り1mあたりの単価を30円から40円に10円の増額、稲刈りについては、コンバイン10aあたり18,100円から18,500円に400円の増額、乾燥調製は1,550円から1,800円に250円の増額としました。また、乾燥960円、調整590円とそれぞれの単価を示しておりましたが、乾燥と調製は一連の作業であることから、乾燥、調製作業の単価の表記を削除することにしました。

参考の標準賃金として農家の皆さんにお知らせします。

説明は、以上になります。

議長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

権平孝男 委員 はい。

議長 権平委員。

権平孝男 委員

価格そのものについては問題ないと考えていますが、チラシを印刷してあるんではないかという点については、「その他」で、その隣に「雑作業」とあります。「雑」という言葉があまり適切でないと思うのでなくても良いと思います。

議長 貴重なご意見として承ります。
他にありませんか。

金子信行 委員 はい。

議長 金子委員。

金子信行 委員

議席番号10番 金子です。この標準賃金が多少上がっているんですけども、私が今

回橋田、すもと地区、五泉地区で聞いたのは、離農もしくは縮小のために請け負ってくれないかと、それに対して、逆に今まで受けていた畔塗り等の作業委託を断りたいという話がありました。断る理由がいままでの作業賃金ではやりたくないという話を結構聞きました。

いま次長の方から近隣の標準価格を参考にという話がありましたが、いま現状やられている方の意見も聞かないと今後、この価格じゃやりたくない、それで他の人に頼もうと思っても受けてもらえないということが多く出てくるような気がしますので、その辺も含めて来年度の標準賃金を改定するようであれば、そういう人の話も聞き入れて見直していただければと思います。

議 長 貴重なご意見ありがとうございます。
 他にありませんか。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、報告事項を終了いたします。
 以上で、本日の総会の議案審議は終了しました。
 これをもちまして、令和 6 年第 2 回五泉市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後 2 時 35 分 閉会)